

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和2年6月19日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド北上店 北上市さくら通り五丁目2番16号
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 令和3年2月10日
- (5) 変更の理由 駐車場の一部廃止のため

2 届出年月日 令和2年6月8日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所